平成23年第3回(10月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (10月28日)

○議事日程
〇本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名1
○職務のため出席した者の職氏名
○開会宣告
○開議宣告
○議事日程説明
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決3
○発議第9号、発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決18
○閉会宣告
○署名議員

平成23年第3回(10月)伊豆市議会臨時会

議 事 日 程(第1号)

平成23年10月28日(金曜日)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第90号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)

日程第 4 乾しいたけに係る放射性物質問題への特別支援を求める意見書

日程第 5 乾しいたけの放射性物質に係る暫定規制値の見直しを求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19名)

1番 鈴木初司君 2番 梅原泰嗣君

3番 稲葉紀男君 4番 森島吉文君

6番 西島信也君 7番 杉山 誠君

8番 内田勝行君 9番 関 邦夫君

10番 杉 山 羌 央 君 11番 大 川 孝 君

12番 森 良 雄 君 13番 古 見 梅 子 君

14番 塩 谷 尚 司 君 15番 室 野 英 子 君

16番 飯 田 正 志 君 17番 鍵 山 堅 一 君

18番 飯 田 宣 夫 君 19番 三 須 重 治 君

20番 木 村 建 一 君

欠席議員(1名)

5番 松本 覺君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 菊 地 豊君 副 市 長 大 石 勝 彦 君 鈴 木 伸 二 君 教 育 長 遠 藤 浩三郎 君 総務部長 市民環境部長 山本 健康福祉部長 大 城 栄 一 君 潔君 観光経済部長 信君 建設部長 佐藤喜好君 潮木

教育委員会 間野孝一君 会計管理者 鈴木守正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 森 修司

次 長藤原一昭

主 査 稲 村 栄 一

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長(杉山羌央君) 皆さん、おはようございます。

本日、5番松本議員より欠席の届けがありますので、お知らせいたします。

ただいまから平成23年第3回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長(杉山羌央君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

〇議長(杉山羌央君) 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下職員の 出席を求めましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(杉山羌央君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定より、議長において指名いたします。4番、森島吉文議員、6番、西島信也議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(杉山羌央君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(杉山羌央君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(杉山羌央君) 日程第3、議案第90号 平成23年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) 皆さん、おはようございます。

今回提案いたします補正予算につきましては、放射線セシウムが暫定規制値を超えました 干しシイタケの検査に要する経費170万円及び台風15号に伴います災害復旧経費4,940万円、 合計5,110万円の追加をお願いするものでございます。

干しシイタケの検査につきましては、生産者ごとの検査を予定しておりまして、出荷自粛の解除に向けて生産者団体、JA伊豆の国と協議しながら対応してまいります。

また、災害復旧につきましては、本格復旧について、災害査定後の実施となりますが、当面の測量設計や一部復旧経費など、緊急に対応しなければならない経費をお願いするものでございます。

当面予備費で対応する予定で実施してまいりましたが、予備費での対応ができなくなりま したので、補正予算をお願いすることといたしました。

なお、干しシイタケの予算につきまして、170万円というのは大きな金額ではございませんで、これは事後の対応等の予算は入っておりません。まず現状を把握するための検査の経費だけをお願いするものでございます。

詳細につきまして、それぞれ担当いたします観光経済部長、建設部長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(杉山羌央君) これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

最初に、観光経済部長。

〔観光経済部長 潮木 信君登壇〕

○観光経済部長(潮木 信君) それでは、補足説明いたします。

お手元の議案書の9ページをごらんいただきたいと思います。歳出のほうの林業振興費で ございます。

干しシイタケの関係についてでございますけれども、10月25日にも御説明いたしましたが、 市内で生産、加工された干しシイタケから、国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出 されたことによりまして、現在、平成23年3月11日以降に収穫、加工された干しシイタケの 出荷自粛及び自主回収を県から要請され、これを実施しているところでございます。

現在、春物シイタケは、出回っていないものが多くありまして、これの在庫のものの安全性を確認し、また伊豆市のシイタケ産業を振興や発展させる立場から、春物の干しシイタケの出荷再開を県に要請するための判断材料とするために、現在、JAや生産者で在庫として保管されているものを、JAと協議し、協力を得ながら、生産者ごとの放射性物質の検査を実施する予定でございます。

内容といたしましては、主に検査手数料で162万8,000円、そのほか検体持ち込みの消耗品 等の合計170万円でございます。 162万8,000円の検査手数料でございますけれども、検体数につきましては100を予定しております。これにつきましては、JAからの聞き取りによる、現在の在庫のある生産者及びJAを通さない生産者の数、また今後11月から3月までの生シイタケなどの定期的な検査の費用を見込んでおります。

なお、10月25日には、県が秋物の干しシイタケの検体を採取し、検査をしたところでございまして、一両日中にも検査発表があるかと思います。これは出荷自粛の解除に向けての検査でございまして、原則として一市町村3カ所以上の検査ですが、伊豆市におきましては4カ所でございます。直近1カ月以内の検査結果が暫定基準値以下の数値であれば解除される見込みで、今後の結果を見守りたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、生産者と協力、協議しながら、早急に実施していく予定でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〇議長(杉山羌央君) 続いて、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

○建設部長(佐藤喜好君) それでは、お手元の資料、議案のほうをお願いします。

まず1ページをお願いします。

今回、第3回の補正予算をお願いするものです。

5,110万円のうち、建設部は4,940万円の増額をお願いするものです。

2ページ、3ページをお願いします。

歳入のほうについては後ほど説明させていただきますので、3ページ、歳出について説明 させていただきます。

建設部では、この11款災害復旧費4,940万円の補正をお願いしているものです。

1、1項農林水産業施設災害復旧費が1,610万円、2項の公共土木施設災害復旧費が2,430万円、3、3項応急災害復旧費が900万円でございます。

続きまして、5ページをお願いします。

5ページのところに、歳出、11款災害復旧費4,940万円をお願いしているものですけれど も、そのうちの財源内訳としましては、国庫支出金が920万円、地方債に460万円、一般財源 に3,560万円を充てるものです。

続きまして、8ページ、9ページをお願いします。

11款1項1目農地災害復旧費730万円、これは測量設計委託料として農地15カ所の測量設計になります。

続きまして、2目農業用施設災害復旧費230万円、これも測量設計委託料施設災害、これは5カ所を予定しております。

続きまして、3、林業用施設災害復旧費、林道災害ですけれども650万円。林道5カ所の 測量設計を予定しております。 続きまして、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費ですけれども2,230万円。 これにつきましては説明欄のほうで説明させていただきます。

測量設計委託料850万円。これは市道の測量設計7カ所になります。

続きまして、その下のところですけれども、道路橋梁災害復旧工事1,380万円とあります。 これが、先ほど廊下のほうへ張り出させていただきましたけれども、沢口線の災害復旧工事 になります。この1,380万円、この財源内訳なんですけれども、これの0.667が公共土木施設 災害復旧費の補助率になりますので、これが920万円、国費の支出金になります。

続きまして、0.333、これが補助残になるわけですけれども、これを地方債460万円ということで、この920万円と460万円、これを足して1,380万円になるものです。

続きまして、10ページ、11ページをお願いします。

2項公共土木施設災害復旧費の2目河川災害復旧費、これの測量設計委託料に200万円を お願いするものです。この河川は、河川1カ所、中伊豆地区にある元村川の河川になります。 1カ所で金額相当大きいですけれども、被災延長が約106メートルほどになります。

続きまして、3項応急災害復旧費の1目応急災害復旧事業費900万円をお願いするものです。これは、また説明欄のほうを見ていただきますと、重機借上料600万円、これは林道の倒木処理関係が4路線あります。

続きまして、その下の15小災害復旧工事300万円、これについては、米崎の港の中へと、 堤防を乗り越えてテトラポットが6個ほど港の中へ入ってしまったということで、これにつ いては、また説明資料のほうで説明させていただきます。

それでは、予算案資料のほうをお願いします。

1ページ、2ページをお願いします。

1ページのところに災害復旧費4,940万円という記載があります。その下に、各科目の説明がありますので、ここで説明させていただきます。

農林水産施設災害復旧費のうちの台風15号に伴う農地災害15カ所、730万円とあります。 これについては、2枚ほどめくっていただいたところに最初の図面があります。ここのとこ ろの赤色のポチ、ここが農地の災害復旧の箇所になります。15カ所あります。

続きまして、1ページのところの農業用施設災害5カ所、230万円。これについても、今の図面の青色のポチで書いてありますけれども、これの箇所になります。5カ所になります。続きまして、林道災害5カ所、650万円とあります。これについては、次のページの図面を見てください。ここに5路線、路線と復旧延長と、まだ申請していないんですが、申請延長を記載してあります。

続きまして、沢口線災害復旧工事1,380万円とあります。それが次のページの、図面が小さいですけれども、これが災害復旧事業費、沢口線のところの位置図になります。山が崩れまして、沢口川をふさいでしまって、道路のところを沢口川が流れたということで、道路が256メートル被災したという説明資料になります。

ここの部分については、県、国との事前協議をしてあります。通常ですと、災害復旧は、 災害査定というものを経て、工事を予算化して復旧するのが通常ですけれども、ここについ ては、今伊豆スカイラインを減免申請して、無料で通す申請をしながら、ここのところを今 危険ですので通行どめをかけているところです。ただし、スカイライン側のほうとしまして も、ここの沢口の急カーブのところで出入りしているものですから、ここで事故があった場 合についてなんかは伊豆市の責任ですよとまで言われているところですので、我々もいち早 く復旧をして市民の方に開放したいということで、何とか正月までには開放してあげたいと いうふうに考えているところです。

続きまして、道路7件及び河川1件、850万円と200万円の測量箇所ですけれども、次のページの位置図にその位置を落としてあります。河川を1として連番してありますので、全部で8番までマルがついていますので、よろしくお願いします。

続きまして、応急災害復旧費ですけれども、林道の4路線が次の図面に位置を落としてあります。林道梅木線、土肥中央線、上岩穴線、上池線というところで、今回の台風、後半になりまして相当西風が強く吹きまして、倒木が相当ありながら、倒木だけでは済まなくて、根元から倒れてしまって、土砂と木の両方の処理ということになります。

続きまして、最後のところですけれども、小下田漁港ということで、米崎の図面があります。ここについては、テトラポットがこの堤防を乗り越えて湾内に入ってしまった、もしくは先端のテトラポットが回り込んで、ちょうど港の入り口をふさいでしまっているということです。

これについても、イセエビの収獲時期、また正月にはそのイセエビも相当高値になる時期ですので、早急に直したいということで提案するものです。

よろしくお願いします。

○議長(杉山羌央君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありますか。

では、質疑がありますので、これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時48分 再開 午前 9時52分

○議長(杉山羌央君) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、議案第90号について質疑を行います。

初めに、6番、西島信也議員。

[6番 西島信也君登壇]

○6番(西島信也君) 6番、西島信也です。

議案第90号につきまして質疑をさせていただきます。

ページでいきますと、9ページの林業振興費のうちの12-40検査手数料162万8,000円についてであります。

これは先ほど、部長の説明で、検体数100を予定しており、春物シイタケの出荷解除——あるいは秋物、生シイタケも入っているかもしれませんけれども——に向けて検査をするということでございます。これは、生産者ごとの検査をするということですけれども、まずお伺いしたいのは、生産者は何人いるのかということです。

それから、検体数が100ということですけれども、検体数1の単価は、検査手数料の単価は幾らかお伺いします。それから、これはどちらで検査をするのかということです。

それから、前に市長は全箱検査をするというふうに言っておられたと思うので、新聞報道でもありましたが、これは全箱検査ではないということでよろしいですか。それから、全箱検査というのは、やらないということでよろしいかどうかお伺いします。

それから、もう一点ですけれども、これは春物シイタケの出荷解除に向けてのそういう検査ということですけれども、この市の検査を出荷解除に向けて県が考慮してくれるのかどうか。県は県でやっていると思うんですけれども、県が出荷解除するんですから、市が出荷解除するわけじゃありませんから、この検査が県の出荷解除に向けての判断材料になるのかどうなのかお伺いいたします。

以上です。

〇議長(杉山羌央君) 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長(菊地 豊君) 具体的なことは後ほど担当の部長から回答させますが、全箱検査につきまして、これは前提が、お茶と異なっているところが、お茶の場合には、先に県がお茶を検査して安全宣言を出していた。そこに個別に出てきたので、そこをやりましたということなんです。

今回、シイタケの場合には、先に1つ出てきて、ほかのところをやっていないまま全部出 荷自粛ということになりましたので、私は知事に伺って全部やらせてください、そして箱ご と安全が確認できれば、それから順番に出荷させてくださいというお願いをしたわけです。 したがって全箱検査ということを申し入れているわけです。

ついては、県の対応は、一つずつ出すことはしないと。地域としての安全性が確保できないといけないということなんですね。そこで生産者ごと、例えば、今約4,000箱がストックされているわけですけれども、その中には、一生産者がほぼ同じところで二箱、三箱にしている場合があるわけですから、そこで県と協議をして、4,000箱全部ではなくて、一生産者

が同じ時期にとったものについては、二箱であるかもしれないですので、それについては1個の検体で、全箱と同じ効果ではないですかということで、県と協議をして、生産者ごとまずはやるということになったわけです。

県のほうは、箱ごとのオーケーというのは出さないと。地域が安全かどうかを確認するということですので、県と協議をして、まずは当初廃棄しなさいというニュアンスであった春物について、そのような検査を、これは伊豆市というか、伊豆市と生産者が協議をしてやるということになっているわけです。それを見て県のほうは、今度は県が独自に検査をして出荷の解除に向かうということですので、その前段階、当初知事がおっしゃったぜひ検査をしてください、その検査の結果を見て県は判断をしますという一番最初のステップということになるわけです。

したがって、現時点では、前提が変わっておりますので、当初知事に申し上げた全箱検査 というものには踏み込んではおりません。

その他については担当の部長から回答させます。

〇議長(杉山羌央君) 観光経済部長。

〔観光経済部長 潮木 信君登壇〕

〇観光経済部長(潮木 信君) 生産者は何人かというような御質問でございました。

現在伺ってみますと、農協を通して干しシイタケをやっている生産者の方は116人お出でになりますが、現在春物の干しシイタケは、在庫として残っている方は農協には現在60人ほどあるというふうに伺っております。それからまた、それ以外の農協を通さない方の生産者の数も多少あるというふうなこと。それと、先ほど申し上げましたように、今後生シイタケなども定期的な検査も実施していって、安全を確認したいということも含めまして100検体というふうにしております。

単価につきましては、1 検体 1 万5,500円の消費税ということで、1 万6,275円というふうに聞いております。これにつきましては、現在、登録検査機関が県内に2カ所ございまして、それの中で見積もりをとりまして、安いところというふうなことで、藤枝にございます静環検査センターというところでやる予定にしております。

以上です。

〇議長(杉山羌央君) 再質疑ありますか。

西島議員。

○6番(西島信也君) それでは、再質疑をさせていただきます。

もう一点だけお伺いします。

今、検査ですけれども、県のほうで検査するというお話ですけれども、6月定例会で、たしか放射能測定器具を2台購入するという案件がありまして、承認されたわけですけれども、これらの測定器具の使用といいますか、活用というか、そういうのはやっておるんでしょうか。それともまだ来ていないとか、そういうことがあるんでしょうか、お伺いします。

〇議長(杉山羌央君) 答弁願います。

総務部長。

○総務部長(鈴木伸二君) 6月議会で御説明しました放射線の測定値、これはガイガーカウンターのほうでして、放射線をはかるものでございます。

今回の検査は、放射性物質の量をはかるものですから、ガイガーカウンターでははかれないものでございます。ガイガーカウンター、取り寄せをしましたところ、違うものが来てしまったものですから、再度取り寄せ直しているところで、まだ物そのものは届いておりません。

以上です。

〇議長(杉山羌央君) よろしいですか。

次に、20番、木村建一議員。

[20番 木村建一君登壇]

〇20番(木村建一君) 同じように、干しシイタケの検査手数料の関係についてお尋ねします。

市長が当初、冒頭の提案理由でお話ししていましたように、消費者というか、使う人の安全をきちんと確保することが主。それから、もう一つは、当然生産者の生産物をきちっとやっぱり検査をして補償してあげるという、2つの目的でこれをやられたと思うんですけれども、具体的にそういう立場でお尋ねします。

今、箱ごとじゃなくて、地域ごとというか、地域の安全性が確保されるようにということで、全箱検査じゃないという、そういう指導を受けたという、県との協議の中で、そういうことで今回提案しているということなんですけれども、1つ目は、その関係で、生産者イコール箱になっているのかどうかわからないんですよ。いわゆる、その箱の中にJAが持ち込んだもの、いろんな生産者のものが入っていると、それはなかなか難しさがあるもので、その点をお願いしたい。

それから、もう一点は、そもそも一検体を調べて599ベクレル出て、暫定基準値オーバーになってしまったということからこの事の始まりは起きて、生産者にとっては寝耳に水でびっくりしたという状況なんですけれども、それ以降、聞くところによると、自主的に椎茸組合の方々が、それぞれ調べて基準値以下だったというふうなこともあったわけですけれども、それでもなおかつ安全性が確保できないということとなったのか。したがって県は許可してないのかなということがあって、市としてもう少し幅を広げてやろうとしているのかどうかということです。

それから、もう一つ気になるのは、消費者が、本当に春物の干しシイタケが安全宣言出されて出回った状況のもとでも、ああ、なるほどなという、安全だね、安心だねということを、 きちっとやっぱり科学的に保証してあげなくてはならないなと思っているんです。

そうしたときに、ホットスポット的に599ベクレル出たから全検査になったか、それとも

ほかのところ、いろんな出る可能性があるから今回やったのか。いわゆる599ベクレルがなぜ出たのかというところを、ある意味では明確にしませんと、ほかのところ調べたけれども安全でしたよとなると、じゃ599ベクレルの干しシイタケはところどころ入っているのかというふうな恐れもあるものですから、その点を、2番目あたりかな、ちょっとダブりますけれども、在庫の安全性を確保するがための検査体制が、本当に全部調べなくても、生産者ごと調べれば伊豆市産の干しシイタケの安全性が担保できるのかどうか。それは検査しないと今のところわからないということなんでしょうけれども、お願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(杉山羌央君) 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) まず最初の生産者イコール箱ということは1対1の関係にあるのかということですが、今ストックされているもの、それから農協とか卸問屋にストックされているものは、それは特定できるということです。

したがって、特定できなくなっているもの、春物で既に回っていて、これは国内産ということでいろいろ混ざるんだそうですね。ものによっては、大分とか岩手とか静岡とか、全部合わせて商品になっているものもあるそうで、それは特定できませんので、そういったものは回収して廃棄します。

今焦点になっているのは、今確実に確認できるものですね。それについては、当初は農協を通して生産しておられる116生産者は、全く自分たちはちゃんと管理もできるのに、検査をされないまま全量破棄ということが示されましたので、そこでこういう動きになったわけです。したがって、今検査の対象としているのは、生産者もはっきりしていて、箱も特定できる、ストックされているものということにしております。

それから、それ以降、それから伊豆市の検査も含めて、干しシイタケも500ベクレル以下と出ております。しかし、あくまでも県は、県が検査をして、1カ月に3回だったかな、すみません、今正確な基準は忘れましたけれども、その3回ということを県がやって、その結果、地域に安全宣言を出すということが県の既定路線ですので、我々はそれをやるかやらないか、その判断資料を提供するということになりますので、最終的に自粛の解除は県の判断ということになります。これまでの間、市がやったもの、それから自主的な検査で干しシイタケも500ベクレルを超えたものはなかったですね。

ただ、問題は、一番最後の御質問の、じゃそれが消費者の安心感に直結するのかどうかということで、これは2つ問題がありまして、当初は春物の、要するに検査をしていないのに、いきなり有罪確定で廃棄ということに対して、それでは我々は、伊豆のブランドを守るためにも全部箱ごと検査をして、安全シールを張って出させてくださいという話を最初はしたわけです。でも、それは箱ごとイエスかノーかということはしないということですので、今別

のやり方になっているのですが、1つは、じゃどうしたら生産者ごと、あるいは生産地ごと、 区域ごとの安全を確認できるかということ、そのための検査を引き続き継続するということ が1つなんですが、もう一つは、そもそも生シイタケは安全なわけですから、その生シイタ ケを干したら、それがだめになって、我々は、干しシイタケをかじる人はいませんから、そ れを水で戻す。つまり元の安全であったシイタケに戻したものもだめというのは今のやり方 ですね。やり方というのは、法律上はそう書いていない、暫定規制値にもそうは書いていない。 い。そして、厚生労働省の事務連絡の中で、露地産の原木シイタケとしか書いていない。

あとは干しシイタケも生も同じですよというのは、厚生労働省の担当部署からの口頭でのやりとりということのようですので、したがって、そもそも使う状態、水で戻した干しシイタケは安全なわけですから、そこは検査の仕方が現実に即していないのではないかということの問題提起もあわせてやっているわけです。

ただし、その際に一番大切なことは、消費者の皆さん、子供を持つお母さん方が、何だか知らないけれども、政治と行政がごまかして出し始めたというような誤解をされないように、全く安全なものを安全確認して出しているんですということをしっかり明らかにしていかないと、消費者の皆さんには当然手を伸ばしていただけないでしょうから、そこのやり方については、慎重にも慎重を期して、それから県とか国としっかり歩調を合わせながらやらなければ安心感にはつながらないという考え方で、このようにまずはしっかり検査をさせてくださいというお願いをしているところでございます。

〇議長(杉山羌央君) 再質疑ありますか。

よろしいですか。

次に、12番、森良雄議員。

[12番 森 良雄君登壇]

〇12番(森 良雄君) 12番、森良雄です。

セシウムの問題、質問出されておりましたが、お聞きした範囲でわからない部分は質問させていただきます。

まず、農林水産業費のセシウムについてお伺いします。

大きく言って本当に安全なのかということと、いわゆるトレーサビリティ、流通経路がしっかり把握できるのかどうなのか、この2点についてお伺いしたい。

まず、安全だ安全だと言いますが、干しシイタケ1キログラムに対して、干しシイタケからはセシウムが検出されたと、生は安全だとおっしゃっておりますが、じゃ元の生シイタケの重量は幾つなんですか。例えば干しシイタケ1キロに対して、元の生シイタケは10キロだとすれば、10キロからはセシウムが検出されないんですか。その辺は検討されたのかどうなのか。

もう一つ。在庫4,000箱に対して100箱の検査をすると。一般的に、数理統計上4,000分の100でもって安全が確認できるのかどうなのか。一般的に、数理統計だと予備検査をして、

それから何箱検査すれば安全だろう、ほぼ推測値が出せるだろうというような検討がされる わけですけれども、そういう検討はされたのかどうなのか。100箱からだめだったら、また 次は1,000箱検査するのか、以後の方向性をどのように考えているのかお聞きしたい。

それと、この干しシイタケ問題の被害は、最終的には東電に請求するのかどうなのか。 170万円近い金額がかかるわけですけれども、伊豆市は東電に請求するつもりかどうかお伺いしたい。セシウムについては以上です。

続いて、災害復旧ですが、建設部で4,940万円の予算が計上されております。私は毎度言っておりますが、資料、だんだん整備はされてきておるんですけれども、場所は地図上ではわかります。しかし、細かい場所はわからない。どこでどういう災害があったのか見てこようと思っても見に行けない。あの地図じゃ行けませんよ。

それと、ほとんどの資料上ではボリュームがわからない。いただいた資料の中でボリュームがわかるのは沢口線だけだ。ボリューム、どこでどのぐらいの災害が起こったのか。 5メートル災害が起きましたと言いますけれども、平面上 5メートルかもしれないんですけれども、じゃ高さが何メートルなのか、どのぐらいの土砂が流れたのか、さっぱりわからない。その辺を説明してください。

それと、4,940万円のうちの3,000万円弱は測量設計委託料になっていますね。そうすると、 本復旧のときはどのぐらい費用がかかるのかお伺いしたい。

以上です。

〇議長(杉山羌央君) 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

〇市長(菊地 豊君) 災害関連につきましては、後ほど建設部長から答弁をさせます。

まず、シイタケに関して本当に安全かということですけれども、先ほども申し上げましたが、生シイタケは安全なわけですね。生シイタケで500ベクレルを超えているものは伊豆市の場合には一つもない。これは全く問題なく召し上がっていただいているわけです。それを干すと、当然水分が抜けて重量が軽くなりますから、シイタケ10個と10個ではかればいいのですが、重さが変わりますから、今国のほう1キロと1キロで、あるいは2キロと2キロでいいんですかね、検査を2キロでやっているようですから――で比較しなさいということですから、当然濃縮されるということで、そのまま食べるわけではなくて、水で戻して食べるわけですから、元の生が安全なのですから、干しシイタケを戻して使っていただく分に問題はないということを申し上げているわけです。

そこで、あり得ない3つの事態を重ね合わせて、つまり我々は、幾ら私がシイタケ好きでも干しシイタケがりがりかじらないわけですね。それを、仮に10グラムかじったとして、それを、これだってあり得ない話ですけれども、毎日10グラムかじったとして、それも1年中、365日仮にやったとして、現実にはあり得ない3つのことを全部やって胃のレントゲン検査

1回分の17分の1ということなんです。それを皆さんはどうお考えになりますかということなんですね。

私たちは、いろいろお茶のときもいろんな問題になりましたし、その他の食品等もいろいろありますけれども、先般も、土肥のこども園でお母さん方がいろいろありましたが、しかし、どなたもレントゲン検査をやめなさいとか、国際線に乗るのはやめて、例えばカナダに行くのに船にしなさいという話は全くないわけですので、客観的、科学的に考えれば、とても危険なレベルではない。ただ、それがいつも言ってますとおり、安全であることと安心感ということは今違うものですから、そこは慎重にも慎重を期して対応していくということを繰り返し申し上げているところです。

それから、流通確認に関しましても、先ほど申し上げましたとおり、私は安心感、それからブランドを守るという意味で、一箱ごとやって、一箱ごと安全シールを張らせてくださいということだったんですが、県のほうはあくまで地域ごと、あるいは生産者ごとに検査をしたいということですので、生産者ごと、それからほぼ同じ時期、同じ地域からとれたシイタケについて網羅的にできるように、まずは伊豆市は100をやる予算をお願いしているということです。

JAとか生産者がまた自主的にやる可能性もありますし、その結果を見て、引き続き伊豆市がまた県にデータを送るという意味で自主的に検査を続けるのか、あるいは、例えば状況によっては余り望ましくない結果が出て、それ以上必要なくなるのか、全くこれは検査結果を見てみなければわかりませんので、まず第一段階では100箱をお願いして、さらに必要があれば、次の12月議会でまた補正をお願いすることもあろうかと思っておりますが、まずは100回分の検査をお願いしたいということでございます。

それから、補償は当然すべて最終的には東電に損害賠償を請求することになりますので、 生産者、それから流通機構にも、ちゃんと全部伝票とかを取っておいてくださいというお願 いはしてございます。

これまでの経緯を見ると、東電は生産者の自主検査には補償しているけれども、行政がやる場合には補償はしていないそうですが、我々はしっかり残しておいて、東電に対して行政としても損害賠償を請求するかしないのか、それはまたほかの様子も当然見ながらということになりますけれども、必要があれば市としても東電に請求できるように、その準備はしっかり積み上げておきたいという考え方でおります。

〇議長(杉山羌央君) 次に、建設部長。

〔建設部長 佐藤喜好君登壇〕

〇建設部長(佐藤喜好君) 森議員の質問にお答えします。

まず1番に、図面が細かくてわからないということで、我々も皆さんにわかりやすいようにということで、図面も何枚にも分けて提示させていただいたというところです。件数がもっとふえた場合なんかにも、やはり大きい図面で出すと、かえって皆さんにわかりづらくな

るんではないかということで、我々も、皆さんに見やすいようにという中で努力させていた だいているところです。

ぜひとも、どうしてもわからないのであれば、直接自分のほうへ言っていただければ、きょうも災害箇所の写真等も持ってきていますので、そのあたりを直接言っていただけるとありがたいかなというふうに思っているところです。よろしくお願いします。

2番目に、ボリュームがわからないという部分があります。今回沢口線については、ほとんどが舗装工事でしたので、我々、テープで、巻尺で延長と幅をはかっていけば、ボリュームあたりが出てくるわけですけれども、ほかのところについては直高10メートル以上のところもあります。そういう中で、今のところわかっているのは、米崎のテトラポットが12.5トンという程度で、これからその測量をやってボリュームが出てくるということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、今回測量に3,000万円ほどかかって、本復旧どのくらいかかるかというあたりですけれども、それもその測量が終わりまして、その積算をして金額が出てくるところです。ただ、感覚的には、土木では西洞線という中伊豆地区、ここが一番大きな災害になるのではないかというふうに考えています。

また、林道については、土肥の上池線が一番大きいというふうに考えています。ただ、今金額は、これから出てくるということで、12月にそれの復旧費の工事の補正の提案をする予定でいるところです。

以上です。

O議長(杉山羌央君) 再質疑ありますか。

森議員。

○12番(森 良雄君) 市長、生シイタケは安全だ安全だとおっしゃっておりますけれども、 私は生シイタケの大きいステーキが大好きなんですよ。1カ月に1枚食べたと、1枚100グ ラムだと。10カ月食べれば1キログラムになります。それでも安全なんでしょうか。

それと、4,000箱はすべて伊豆市産ですね。それを確認したい。ということは、私結構山の中でも他県産のシイタケの外箱を見ることがあるんです。すべて伊豆市産ですね、それを確認したい。

それと、次、建設部に移りますけれども、できたら後でお伺いしますので、一覧表でも出 していただくと。

それと、一つだけお聞きしたい。小下田のテトラポット、300万円という予算が出ておりますけれども、どういう工法をとって12トンのテトラポットを動かすということになると、 陸上からできるのかできないのか。重機船を回航するとなると300万円で済むのかどうなのか、その辺お伺いしたいです。

〇議長(杉山羌央君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) すべて伊豆市産かということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、農協を通して出荷している116生産者、これについては、生産者、それから流通ルートがほぼ確実に特定できるということになっておりますが、もちろんそれを前提に我々やっておるわけですけれども、その中で、仮に何か別のことをした場合には、我々はそれを知る手段がございませんので、現時点でそういった他県産等のものをこの生産者が入れているという情報は入っておりません。

それ以外に、独自にこの流通ルートを使わない生産者が何人いるのか、どういうルートで 出しているのか、正直なところ私たちは把握できておりませんので、それ以外のところにつ いては、これまでの間、流通等確認しておりません。ただ今回1つ出ておりますので、その 生産者については行政としても調査をするという意向でございます。

- 〇議長(杉山羌央君) 建設部長。
- **〇建設部長(佐藤喜好君)** 小下田のテトラポットについて、我々もいろんな方法、工法があるという中で検討させていただきました。陸上のほうからやる場合には、そこに100トンつりのレッカーが必要になるという中で、途中の道が通れるかどうかというあたりで、金額も含めてなんですけれども、実現不可能というふうに判断させていただきました。

それではどうしたらいいかという中で、レッカー船、船を熱海港から持ってきまして、船でつると。これは70トンつりのクレーン船ですけれども、これでテトラを持ち上げることができる。そして元のところに置いてしまうということを考えました。

ですので、先ほどの森議員のこの質問では、船で施工をするというふうな工法で実施をします。

以上です。

- 〇議長(杉山羌央君) 森議員。
- ○12番(森 良雄君) 私が生シイタケのステーキを10枚食べても安全かということについてお答えになっていないので、お答えください。

それと、やはり伊豆市産の干しシイタケ、完全にトレーサビリティができる、いわゆる生産者が確実に特定できるか、流通経路が確実に特定できるか、それが僕一番問題だと思うんですよ。それが現状のお答えだとできないんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。それと、大判の生シイタケ10枚食べたら安全かどうかもお答えください。

クレーン船使うというんだから、いいね。これについては、後でお伺いしますので、お願いします。

- 〇議長(杉山羌央君) 答弁願います。
- ○市長(菊地 豊君) 生シイタケ10枚食べたら安全かどうかについては、放射性セシウムに関し、国は暫定規制値500ベクレルという、あるいは野菜類として、要するに厚生労働省は、野菜類というくくりの中で500ベクレルというものを暫定規制値として示している、それを我々は今、行政用語として安全と言っているわけです。それを安全と考えるのか考えないの

か、あるいはそのシイタケを別の理由で食べたら腹を壊すとか、そういった意味の一般用語としての安全ということではなくて、私たちは、今行政事務手続を進める上で、国の暫定規制値500ベクレルをすべて生シイタケが下回っていますということを申し上げています。それを我々は今、このような行政を運営する上で安全ですということを申し上げているわけですから、そこはそのように正確に御理解をいただければと思います。

それから、流通ルートですが、これも繰り返しになりますけれども、JA伊豆の国を通して出荷している方々は、生産者も消費ルートも流通ルートも特定できているわけです。ただ、そこに入っていない方々が何人いるのか、どのルートでやっているのかということは、自由な経済活動ですから、これまでの間、我々は掌握をしておりません。掌握する手段もございません。

ただ、今回は、1件は確実に出ておりますので、そこについては500ベクレルを超えているわけですから、どういうものであったのか、どういうルートであったのかは、行政の捜査権はないんですけれども、調査として、その実態調査はすべきだというように考えているわけでございます。

○議長(杉山羌央君) これで森議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(杉山羌央君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(杉山羌央君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第90号について採決を行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(杉山羌央君) 起立者全員。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をいたします。

再開を10時40分といたします。

休憩 午前10時31分 再開 午前10時40分

〇議長(杉山羌央君) 会議を再開いたします。

◎発議第9号、発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山羌央君) 次に、日程第4、発議第9号 乾しいたけに係る放射性物質問題への 特別支援を求める意見書及び日程第5、発議第10号 乾しいたけの放射性物質に係る暫定規 制値の見直しを求める意見書の提出についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、塩谷尚司議員。

[14番 塩谷尚司君登壇]

〇14番(塩谷尚司君) 提案理由を申し上げます。

伊豆市のシイタケ栽培は、私の知っている限り、知っている限りといいましょうか、昔からいろいろお話を聞いているんですけれども、板垣勘四郎といって、伊豆のワサビのもとを静岡から持ってきた方が、静岡市の安倍のほうにシイタケ栽培の技術指導に行ったということですので、同じ伊豆市の林産物の中でもワサビよりかなり古いということで、大変歴史があるわけでございます。また、最近では、清助どんこという名でブランド化されておりまして、全国にその名が知れわたっております。

また、シイタケの品評会では、農林水産大臣賞を初め、数々の賞を受賞しております。シ イタケは、伊豆市の全国に誇れる農林水産物の一つではないかと思っております。

ところが、去る10月8日、先日副市長は、青天のへきれきと表現をいたしましたが、本当に天から降ってきた難問といいましょうか、業者の自主検査によって暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されました。その情報により、県が実施した干しシイタケの検査でキログラム当たり599ベクレルのセシウムが検出され、伊豆市内で平成23年3月11日以降に収穫された乾燥シイタケの出荷及び自主回収の要請がありました。以来、市当局、農協、生産者が、いろいろな対応、また行動を起こしてまいりましたが、結論をもとに先の見通しもはっきりと見えていないのが現状です。

大切に心を込めて育て上げたシイタケを、販売もできず貯蔵庫に眠らせておく、これから 最盛期を迎える秋子、来年以降の栽培のための原木伐採、無念さや悔しさ、生産者の心情を 察すると胸が痛みます。私は、伊豆市の一議員として、少しでもお役に立てればと今回の提 案をさせていただきました。

発議第9号 乾しいたけに係る放射性物質問題への特別支援を求める意見書。

静岡県により、平成23年10月8日に乾しいたけの放射性物質汚染に関する分析が行われたところ、伊豆市の区域内で生産された乾しいたけから暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことから、乾しいたけの生産流通に携わる関係者に対し、伊豆市内で平成23年3月11日以降に収穫されたしいたけを加工した乾しいたけについて、出荷の自粛及び自主回収

の要請があった。

伊豆市内では零細な生産者が多く、既に乾しいたけの出荷自粛や自主回収により甚大な被害を受けている。また、これから本格化する秋の収穫期を控え、生産者の心労はますます大きくなっており、速やかな対策が求められるため、次の事項について要請する。

1番、安全確認と安全宣言について。

伊豆市長、伊豆の国農業協同組合代表理事組合長、田方椎茸生産組合連合会長に対し発せられた、伊豆市内において平成23年3月11日以降に収穫し、加工した乾しいたけの出荷自粛及び自主回収を受諾している。

多くの在庫を抱え生活に不安を抱いている生産者を救済するため、安全確認を早急に行ったうえで速やかに安全宣言すること。

2番、安全な乾しいたけの出荷と風評被害対策について。

市内の生産者は、春に収穫した乾しいたけを大量に在庫に抱え、さらに出荷自粛と自主回収により大きな打撃を受けている。これから秋の収穫期を迎えて風評被害によるさらなる被害拡大が想定される。

市内しいたけ生産者の大半が零細生産者であり、その生活を守るため速やかな風評被害対策を実施すること。

3番、原木の安全確保への支援について。

きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値が平成23年度10月6日に農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長名で発出され、放射性セシウムの濃度の最大値が150ベクレル/kgと示された。

風評被害の防止と安全なしいたけの生産を図るため原木の調査に対する支援を実施すること。

4番、放射能対策専門家の派遣と調査について。

生産者は安全なしいたけを供給したい思いでいるが、放射能に対する知識に乏しく、放射 能対策を講じる事が困難な状況にある。

放射能に関する専門家による支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月28日。

提出先は、静岡県知事、川勝平太殿です。

次に、発議第10号 乾しいたけの放射性物質に係る暫定規制値の見直しを求める意見書。

静岡県は、平成23年10月8日に乾しいたけの放射性物質汚染に関する分析を行ったところ、 伊豆市の区域内で生産された乾しいたけから暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され た

静岡県からは、ただちに乾しいたけの生産流通に携わる関係者に対し、出荷の自粛及び自 主回収の要請がされた。 しかしながら、静岡県ホームページでは「今回の放射性セシウムが599ベクレル/kgが検出された乾燥シイタケ10gを一年間食べ続けた場合の人体への影響は、胃のX線検診を受けた場合の約35分の1。ここ35分の1と書いてありますが、県からの訂正の通達があり、先ほど市長が答弁しておりましたが、17分の1にかえさせていただきます。今回の検出された乾燥シイタケは、既に流通して食していることが考えられますが、通常の調理方法である水に戻した状態のシイタケの検査結果は49ベクレル/kgで、暫定規制値を大きく下回り、健康への影響については心配いりません」と発表されている。

伊豆市内では零細な生産者が多く既に乾しいたけの出荷自粛や自主回収により甚大な被害を受けている。また、これから本格化する秋の収穫期を控え生産者の心労はますます大きくなっており、速やかな乾しいたけを食する実態に即した暫定規制値への見直しが求められるため、次に事項について要望する。

記

現在、乾しいたけについての放射性セシウムに関する指標は、食品衛生法の規定に基づく 食品中の放射性物質に関する暫定規制値において、野菜類と同じ500ベクレル/kgが適用され、調理実態に沿わない規制値となっている。

したがって、乾しいたけについては、通常の調理方法である水に戻し実際に食される状態 のものを検査対象とするよう規制値の見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月28日。静岡県伊豆市議会。

提出先は、内閣総理大臣、野田佳彦殿。農林水産大臣、鹿野道彦殿。厚生労働大臣、小宮山洋子殿。環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当内閣府特命担当大臣、細野豪志殿。 以上です。皆さんの御賛同をお願いします。

○議長(杉山羌央君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これより暫時休憩をいたします。

この休憩中に、質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時52分 再開 午前10時56分

〇議長(杉山羌央君) 再開いたします。

ただいまから、発議第9号及び発議第10号について質疑を行います。

発議第9号、発議第10号につきましては、一括でもって質疑のほうを受けさせていただき

ます。

初めに、6番、西島信也議員。

〔6番 西島信也君登壇〕

○6番(西島信也君) 6番、西島信也です。

私は、発議第10号につきまして質疑をさせていただきます。

議案の意見書の中に、静岡県のホームページではという段がありますけれども、それを読ませていただきます。

「今回の放射性セシウムが599ベクレル/kgが検出された乾燥シイタケ10gを一年間食べ続けた場合の人体への影響は、胃のX線検診を一回受けた場合の約17分の1です。今回の検出された乾燥シイタケは、既に流通して食していることが考えられますが、通常の調理方法である水に戻した状態のシイタケの検査結果は49ベクレル/kgで、暫定規制値を大きく下回り、健康への影響については心配はありません」と発表されております。

私は、これは県が発表したものを引用したものでしょうけれども、これにつきまして質疑をさせていただきます。

私としては、この伊豆のシイタケ放射能問題が早く収束して、伊豆シイタケのブランドを 復活してもらいたいと思うわけですけれども、この内容について、ちょっと私疑問に思うと ころがありますので伺うわけであります。

これは先ほど市長も強調しておりましたが、生シイタケの場合は全く安全であると。厚労省が決めました暫定規制値に照らし合わせて全く安全であると、こういうことを言っております。

しかし、干しシイタケついてには、これをがりがりかじる人がいないだろうから、これを問題であるというようなことを言っているわけですけれども、この放射性セシウムの場合、胃のレントゲンの1回分の17分の1ということですけれども、この胃のレントゲンのエックス線と体内に取り込んだ場合とでは大きく違うと思うんですね。レントゲンは、これは一瞬ですよね。ばっといって撮るだけですけれども、食品から摂取して体内に取り込んだ場合、この放射性セシウム137というのは主に筋肉に蓄積されるということで、その半減期は30年と言われております。

しかし、人体では排出機能がありますから、人体から出るのは100日から200日と、こういわれているわけですけれども、その間、低レベルの放射性でも四六時中内部被曝をしてるわけなんです。だから、胃とか胸のエックス線写真と同じに考えるのは、これはおかしいわけなんですよ。片や一瞬、片や四六時中、何百日も被曝しているということになるわけです。

現実に、前にソ連で起きましたチェルノブイリの原発事故では、その周辺の住民が野生のキノコであるとか野菜を食べて、子供の甲状腺がんが多発しているという例もありますので、ただ単に胃のレントゲンとどうだなんていうことは、食品とレントゲンというのは違いますから、それを同じにして論ずるのは私はおかしいと思うわけです。現に10月21日の小宮山厚

生労働大臣の記者会見では、放射能のこれからの食品安全基準はもっと厳しくするということを言っているわけです。

それで、日本の厚労省の食品暫定基準値、これは先ほど来から1キログラム当たり500ベクレルと、こう言っているわけです。しからば、アメリカはどうだということになるわけですけれども、アメリカ食品医薬品局、FDAと言うそうですけれども、そこでは1,200ベクレルと、アメリカのほうが高いんじゃないかということですけれども、日本もアメリカの真似をして、アメリカの半分ぐらいにすればよかろうということで暫定の基準値を下げたと思うんですけれども、これが市長の話によく出てくるドイツではどうかといいますと、ドイツ放射線防護協会、ここではキログラム当たり8ベクレルなんですよ。だからドイツのほうが食品に対する基準値は大幅に少ない8です。日本は500。

ですから、これにつきまして、こういう意見書を出そうとしているわけですけれども、私 としては、生シイタケと干しシイタケの関係を考えてくれというのを出すのはやぶさかでは ないというか、賛成には賛成なんですけれども、こういう文言を書くには私はちょっと疑問 があると思うんですけれども、この辺は提出者はどういうふうにお考えなのかお伺いをいた します。

〇議長(杉山羌央君) 答弁願います。

塩谷尚司議員。

[14番 塩谷尚司君登壇]

〇14番(塩谷尚司君) 答弁いたします。

私は、県で10月8日に発表されましたこの文書を使わせていただいて、この意見書を書かせていただきしまた。内部被曝について、食べるものと放射線とどうかということについて、私にはわかりませんので答えようがございません。

この通達をもとに書かせていただきました。

以上です。

〇議長(杉山羌央君) 再質疑ありますか。

よろしいですか。

次に、12番、森良雄議員。

[12番 森 良雄君登壇]

〇12番(森 良雄君) 12番、森良雄です。発議第9号と発議第10号について質問させていただきます。

ただいまの西島議員の質問で、大体答えはわかっておりますので、わからないならわからないで結構ですので、そのとおりお答えいただきたい。

この規制値の問題、これはどれが正解だということは、多分正解はないんじゃないかと思 うんですね。私がよく言うんですが、勤めていた会社で工業製品をつくっていたわけですけ れども、やはり安全率をどこへとるかということが大変問題になるんです。生産者の側に立 てば安全率は低いほうがいいんですよ。ところが消費者の側に立てば安全率は高いほうがいいんです。いわゆる厳しいほうがいいんです。

私が勤めていた会社は、恐らく世界でトップクラスの厳しさです。それが今の会社の繁栄を導いているんですね。あそこの会社の製品は安全だと。極端なことを言いますと、あそこの会社の製品を使っていて事故が起きたんじゃしようがないというぐらいの安全を誇っているんですよ。それと同じなんです。

今西島議員がおっしゃったように、よその国では8ベクレルのところもあると。伊豆市の 干しシイタケの安全性を絶対安全だというレベルに持っていくのか、まあ、しようがないや、 この程度にしておきましょうよというレベルに持っていくのか。私は本当に、伊豆市の干し シイタケを消費者に使ってもらうんだったら、伊豆市の干しシイタケはこのぐらい安全です よというレベルに持っていくべきだと思いますけれども、そう言っても限度があるようです ので、一言お聞きしたい。

規制値の見直しをというお考えのようですけれども、当然これは規制値をもっと下げてくれというお考えだと思うんですが、まずそれを一点、そういうことだというんだったらそういうふうにお答えいただきたい。

それと、もしあれだったら、どのぐらいまで持っていきたいとか、わかるかわからないか、わからなくても結構です、お答えいただきたい。

以上です。

〇議長(杉山羌央君) 答弁願います。

塩谷尚司議員。

[14番 塩谷尚司君登壇]

〇14番(塩谷尚司君) 答弁いたします。

規制値を下げろというものではなくて、規制値の見直しをしてほしいと。

今まで干しシイタケ1キロと生シイタケ1キロで値を決めていたわけじゃなく、生の水を 含んだものを1キロ、乾燥したものを1キロというものですから、乾燥したものはうんと多 いんだよと。それを戻すと、生の状態にすれば、水で戻せば、シイタケー個一個のものにつ いてはすごく値が下がってくるんだというふうに思うものですから、ぜひ水に戻した状態で の規制値を考えていただきたいというようなことでございます。

これはこの間農業新聞に載ったんですけれども、ちょっと読ませてもらいますと、干しシイタケや茶など、乾物の検査方法を見直ししたいということで、31日に開く薬事食品衛生審議会の放射性物質対策室部会で議論を始め、干しシイタケなど乾燥した農産物の検査は、干したままで検査するのか、水に戻して検査するのか決まっていなかったため、どの時点で検査するのが適切かをこれから検討するということになっておりますので、ぜひ生産者の皆さんも、今朝の新聞も皆さん見たと思いますが、伊豆の国農協の組合長や県の椎茸組合の業界の課長というんですか、元掛川市長ですね、その方たちが農水省のほうへ行ってお願いした

というのが新聞に載っておりましたが、我々もぜひ議会で、皆さんで後押しをしていただければと思っておる次第でございます。よろしくお願いします。

〇議長(杉山羌央君) 再質問ありますか。

では、次に20番、木村建一議員。

[20番 木村建一君登壇]

○20番(木村建一君) 私は、発議第9号の乾ししいたけに係る放射性物質問題への特別支援を求める意見書についてのみ質疑を行います。

幾つかあります。一つ目は、文章上ちょっとわからないもので、こうなのかなと思いなが ら、1つ目お尋ねします。

最初の文章の、記、こういうことを要望するという最初の文書です。私はこのように理解したんですけれども、だれが何を発したのか、この文書じゃよくわからなかったもので、何回も読み直したんですけれども、こういうふうに理解してよろしいですか。県は、伊豆市内における平成23年3月11日以降に収穫し加工した乾しいたけの出荷自粛及び自主回収を求めたんだと。これに対して、伊豆市長云々という、あと2つの団体名がありますけれども、これが受諾したということだとよくわかるんですけれども、この文章だと、だれがだれに発せられた、何がしたいのかよくわからない。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

それから、2つ目は安全確認の問題です。

その下にありますけれども、安全確認を早急に行いなさいと。安全かどうか確認をやりなさいよということの上だったらわかるんですけれども、速やかに安全宣言しなさいというと、安全宣言はもう大前提だと、安全とするというのが、そういうふうに読まれてしまうんですけれども、その点についてのお考えを聞かせてください。

それから、3つ目に風評被害の問題です。

少し前の市長提案の議案の中で少し聞きましたけれども、風評被害対策、ここで言われているように、シイタケ生産者の生活を守ること、それから冒頭、塩谷議員がお話ししていましたように、本当に歴史があって、一つのブランドとして全国に出していくということで、これをどうしたら守りながらも、また安全を確保して、もう一度消費者が伊豆市産シイタケを求めるというのはすごく大事なことなんですけれども、この対策について、要は提案するからには我々自身も本当に考えなくてはならない。具体的に、これを提案するとなって審議したときに、提出者及び賛同者5名いらっしゃいますが、お話しなされた結果としてだと思うんですけれども、何か提案があったのかどうかお尋ねします。

それから、4つ目は原木の安全確保の問題です。

原木の調査をすること、それを支援してほしいと県に要求することはもっともだなと思う んですけれども、原木を、安全を本当に保障していくためには、一般的に言われている土に くっついている放射性物質を基本的には取り除かなくてはなりません。ただ、今現状ですと、 この可能性の問題ですよ、あくまでも、あるかどうかわかりませんが、放射性セシウムが、 専門じゃないからわかりませんが、地面から根っこが吸って原木にいくという状況であるならば、今現在の原木をはかっても、またあり得るのかなと思うので、その点のどういう調査の支援をお願いしているのかお願いします。

それから、最後です。放射能に関する専門家による支援を実施すること。

ごもっともだなということで読ませていただきましたが、要は、専門家もいろいろですから、皆さん、提出者塩谷議員及び、繰り返しになりますが、5名の議員の方々が話し合ったときに、具体的な話がなされたのか、その結果としてこういう提案になったのかどうかお願いします。

以上です。

〇議長(杉山羌央君) 答弁願います。

塩谷尚司議員。

[14番 塩谷尚司君登壇]

〇14番(塩谷尚司君) 答弁させていただきます。

1番、文章ですが、木村議員のおっしゃるとおりで、少々わかりづらいというか、理解し にくいような文書でございました。先ほど木村議員がこうではないだろうかと言ったとおり でございます。

次に、2番の速やかに安全宣言をすることというふうに書いたのは、それはどういうこと かということでしたが、安全確認をとにかく早急にやって、そして安全宣言をしていただき たいというふうに理解していただければと思っております。

3番、ちょっと理解できなかったんですが。4番については、原木でございますが、生産者の皆さん、もう次の原木を伐採する時期に来ているわけですけれども、本当に原木を切っても、その木にもしセシウムが残っていた場合に、本当にまた再来年のキノコに出る可能性があるじゃないかというような心配があるので、ぜひ原木を、本当にセシウムがどのぐらいあるのかとか、切ってそれに菌を打って、原木として、材料として寝せたり、そしてシイタケを収穫しても本当に大丈夫なのか心配なので、原木のうちからしっかりと調査・検査をしてもらいたいというのが生産者の願いでございましたので、このように書かせていただきました。

それから、専門家の派遣でございますが、やっぱり原木のこととも絡んでいることかと思いますが、木に本当に、今あるほだ木にどの程度のものがあるのかとか、後で問題になる可能性があるのかとか、そういったものをぜひ教えてもらいたいとか、調査をしてもらいたいと、そういうのが生産者のお願いでしたので、そういうふうに書かせていただきました。

3番目について、何でしょうか。もう一回お願いします。

○20番(木村建一君) 風評被害対策を講じることについての、何かこう要求しているんですけれども、提出者や賛成者の中で意見を交わされたのかどうか、もうちょっと突っ込んでやった結果、こういう文章になったのかどうかをお尋ねしています。

○14番(塩谷尚司君) 生産者の方ともお話をしました。現在乾燥シイタケは大変安値でございまして、茨城のほうでの共販のときにも、近年ない最安値ということで、大変伊豆市の乾燥シイタケは出荷できませんが、よその県の県産のもの、鹿児島、大分、そちらのものも現在最安値というようなことで、風評被害が心配だということで、ぜひそういった対策もとっていただきたいなというような生産者の要望がございましたので、こういう文章を書かせていただきました。

以上です。

木村議員。

O議長(杉山羌央君) 再質疑ありますか。

- ○20番(木村建一君) さまざまな支援を県に要求していくことが今回のメーンテーマですが、お尋ねしたいのは、もともと県が、通常的な伊豆市産のシイタケに対する放射能汚染に対するさまざまな支援をしていこうということは重々わかるんですけれども、財政的なこと等々のことを考えると、お考えをお尋ねしたいのは、県費でやるということは、我々の税金でやるわけですよね。もとを出したのは東電なんですよね。東電に対して、意見書以外のことになるかもしれません。お考えだけ聞かせてください。本当に賠償問題、その前の議会でいろいろ臨時会で話しましたけれども、今回は除染に関する費用等も入っているんですけれども、一番原因をつくったのは東電ですからね。いわゆる加害者の東電についての見解が残念ながら、県に対する要望ですからわかるんですけれども、全く触れられていないということがちょっと気にかかったことなんですけれども、その辺について何かこの意見書を出すに当たって、討議された結果こういう文章になったのかどうかお尋ねします。
- **〇議長(杉山羌央君)** 答弁願います。

塩谷尚司議員。

○14番(塩谷尚司君) 生産者をなるべく助けてやろうというのが主だったものですから、 余りおっしゃる問題は出ませんでしたが、皆さん当然怒りを持って東電に補償してもらうと いうのは、皆さんが考えていることじゃないかと私は思っております。 以上です。

○議長(杉山羌央君) よろしいですか。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本2案については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(杉山羌央君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(杉山羌央君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第9号について採決を行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(杉山羌央君) 起立者全員。

よって、発議第9号は原案のとおり提出することに決定いたしました。 次に、発議第10号について採決を行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(杉山羌央君) 起立者全員。

よって、発議第10号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(杉山羌央君) 以上をもって日程すべてを終了いたしました。 これにて平成23年第3回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

閉会 午前11時26分